

リンク式条例が引用する国基準の改正内容

1 改正があった国基準

- ① 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

2 国基準を引用する市条例（リンク式条例）

- ① 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- ② 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3 国基準改正の内容

（1）満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う基準の整備（国基準①および②の改正）

児童福祉法の一部を改正する法律の施行（令和8年4月1日）により、国家戦略特別区域に限り認められていた「3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）」が全国展開されたことに伴い、基準を整備するもの。

【満3歳以上限定小規模保育事業の概要】

	(新設)	(参考：改正前)	法	従	参
	満3歳以上限定小規模保育事業	小規模保育事業A型			
利用対象児童	3～5歳児のみ	原則、0～2歳児のみ。 ※市町村の判断で3歳以上児を受入れることも可能。 (受入児を3～5歳児に限定することは不可)	○		
利用定員		6人以上19人以下	○		
職員	小規模保育事業A型の基準と同様	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 15:1 4・5歳児 25:1		○	
設備の基準		0・1歳 1人あたり3.3㎡ 2歳以上 1人あたり1.98㎡			○
保育所等との連携	・保育内容支援 ・代替保育	・保育内容支援 ・代替保育 ・卒園児の受入		○	

※草津市内の小規模保育事業所は全て小規模保育事業A型。

※満3歳以上限定小規模保育事業について、現時点で整備予定なし。

※上表の記載について以下のとおり。

「法」…児童福祉法に定められた規定

「従」…市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準

「参」…市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

(2) 保育所等における特定理学療法士等の活用（国基準①の改正）

保育所等における専門的支援やインクルージョン推進のため、従来の看護師等の保育士みなし特例に加え、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことを可能とする特例を設けるもの。

【保育士みなし特例の概要】

(新設)	(参考：改正前)	従	参
特定理学療法士等の保育士みなし特例	看護師等の保育士みなし特例		
<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（「特定理学療法士等」という。）を1人に限り保育士とみなすことが可能。ただし、保育士の支援を受けることができる体制の確保が必要。</p> <p>※看護師等の保育士みなし特例と併用し、看護師等と特定理学療法士等の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たっては、それぞれ別の保育士の支援を受ける体制の確保が必要。</p>	<p>保健師・看護師・准看護師（「看護師等」という。）を1人に限り保育士とみなすことが可能。</p>	○	

※看護師等の保育士みなし特例について、公立施設では活用がないが、私立施設の一部で活用がある。新設の特定理学療法士等の保育士みなし特例については、公私立の施設において、令和7年度末時点で対象となる職種の雇用はない。

※上表の記載について以下のとおり。

「従」…市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準

「参」…市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

(3) 施行日

令和8年4月1日

(経過措置)

令和8年4月1日から起算して1年を経過する日までの間は、市の条例で定められた基準とみなす。